

2026年度AI活用農業地域展開促進業務 質問及び回答

2026年9月30日現在

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実証作物・実証経営体の選定	・実証対象となる作物や経営体について、県があらかじめ選定又は調整しているものはありますか。（関連質問） ・実証先は、県から紹介いただける前提ですか。あるいは、応募者において事前に確保しておく必要がありますか。 ・応募者があらかじめ経営体や産地を確保していることは、審査上の必須要件ですか。	現時点で県が特定の作物や実証経営体を選定・決定しているものではありません。実証先の紹介や橋渡しを前提とするものではありませんが、必要に応じて相談に応じます。 また、応募者があらかじめ経営体や産地を確保していることは審査上の必須要件ではありません。提案において、対象品目や実証経営体の選定の考え方についてお示しください。なお、実証対象の選定は、県と協議の上、決定していただきます。
2		・委託期間中に栽培期間でない品目であっても、過去の経営データや栽培データを活用し、次年度の作付計画・経営計画等の策定をAIで支援し、その効果を検証する場合は対象となりますか。例えば、水稻において次年度の営農計画策定支援を行うケースを想定しています。	可能です。ただし、委託期間内における実証方法や効果検証の進め方、普及指導員の参画方法などについて具体的な考え方をお示しください。
3	実証経費について	・実証経営体への謝礼や協力費は委託費として計上できますか。また、上限や支払方法の考え方はありますか。	計上可能です。金額は事業費全体とのバランスを踏まえて判断してください。
4		・生成AIサービスの利用料は、実証期間中においては受託者が負担する初期経費として計上できますか。それとも、実証経営体の負担となりますか。	継続的なサービス利用料はランニングコストと考えており、基本的には実証経営体等が負担することを想定しています。
5		・センサー等のレンタル費用は委託経費や設置経費を計上できますか。 ・また、軽微な改修の「軽微」の基準はありますか。	レンタル費用は計上可能です。また、仕様書に記載するセンサー等の設置及び軽微な改修も対象となります。なお、「軽微」の具体的な基準は設けていませんので、事業費全体とのバランスを踏まえて判断してください。
6	AIツール・システムについて	・使用するAIツールに指定や制限はありますか。また、想定しているセキュリティ基準はありますか。	AIツールについて、指定や制限はありません。 セキュリティ管理については、仕様書に基づき適切に対応ください。
7		・栽培技術支援に特化したAI活用という認識でよろしいですか。	栽培技術支援に限定せず、農業経営全体を対象としたAI活用を考えています。
8		・ChatGPTやGemini等の汎用的な生成AIサービスの活用を想定していますか、又は、専用のシステム構築を想定していますか。 ・既存の営農支援システムや収量予測AI、病虫害診断等の特定用途向けAIも対象となりますか。また、それらと生成AIを組み合わせた提案は対象となりますか。	汎用生成AIサービスに加え、病虫害診断AIなど特定用途向けAIサービスの活用も対象となります。 また、既存サービスの活用、専用システムの構築のいずれも可能です。

9		・委託費の支払いは、「原則、精算払いとする」とありますが、概算払いが認められる場合はありますか。認められる場合、その要件、契約金額に対する上限割合及び申請の時期（契約時／業務期間中の随時）を教えてください。	委託費の支払いは原則として精算払いですが、債務関係が発生しているものの履行期が未到来である場合や、債務金額が未確定である場合など、精算払いによる対応が困難な場合には、概算払いを認めることがあります。なお、上限割合は設けておらず、概算払いの可否や金額は個別に判断しますので、必要な場合は事前に相談してください。
10	契約・支払いについて	・契約締結が10月下旬予定で、実証期間は10月開始とされていますが、契約時期・実証開始が11月となることはよいですか。また、契約前からの準備活動（経営体との調整・合意形成等）は認められますか。	契約時期と実証時期は、委託先選定後に具体的に調整いたします。契約前の準備活動を実施いただくことは問題ありません。11月開始となった場合でも仕様書通りの実施期間として取り扱います。
11		・現在、入札参加資格名簿への登録申請中で、名簿登載は11月1日付けの見込みですが応募可能ですか。受付番号など申請中であることを示すものの提出は必要ですか。	応募いただくことは可能ですが、契約締結時に登録が済んだ状態である必要があります。申請状況を確認しますので、申請状況が確認できる物の提出をお願いします。
12	推進体制・業務実施体制について	・県のスマート農業普及推進計画では、施設園芸・土地利用型・畜産の3つのWGを設けられています。本業務の推進体制や3品目以上の選定は、この枠組みに沿う想定ですか。	参考にしていただくことは構いませんが、施設園芸・土地利用型・畜産の区分に縛られる必要はありません。
13		・仕様書6（1）の「業務内容全般を常に把握している専任の担当者」について、この担当者が他の業務と兼務することは可能ですか。	可能です。
14		・複数社による共同提案や、業務の一部を協賛会社に再委託する形の提案は認められますか。 ・再委託先の概要や実績について企画提案書へ記載してもよいですか。	可能です。契約者が入札参加資格を有している必要があります。 再委託先等の概要や実績を記載していただくことは構いません。
15	研修・成果報告会	・普及指導員はどのような頻度・形・規模で関与することを想定していますか。 ・愛知県の普及指導員の数は何名ですか。	基礎研修は集合研修とし（2回程度）、参加規模は未定ですが、50～60名程度を目安にご提案いただければと思います。集合研修の開催形式は、オンラインの併用も可能ですが、講師は会場での対面対応を想定しています。 各実証先での同行支援は、品目担当の複数名の参画を想定しています。同行支援は対面実施を前提で想定しています。 県内の普及指導員の数は約180名です。
16		・成果報告会の想定参加人数と会場規模、県の施設を会場として借りられるか教えてください。	成果報告会はオンライン併用も含めて多くの普及指導員や関係者が参加できる形を想定しています。参加規模は未定ですが、50～60名程度を目安にご提案いただければと思います。 県の施設を会場として利用することも可能です。
17		・県との打合せ（月1回程度）は、対面が前提ですか、オンラインで代替可能ですか。	打合せの方法は、内容に応じて対面又はオンラインで開催することを想定しています。

18	成果物・知的財産について	・実証結果の再現性について、県として求める水準はありますか。生成AIの特性上、出力の同一性は保証できないため、「手順・条件の記録」と「普及指導員による再現確認」をもって担保とする考え方でよいですか。 また、使用したプロンプト・設定情報は成果物（または制作物）として納品対象になりますか。次年度以降の改良に使う前提であれば、その記録の形式について希望はありますか。	普及指導員が実証に参画し、現場で効果検証を行うことで構いません。 また、使用したプロンプトや設定情報等は成果物として納品対象とし、次年度以降も活用できる形で提供いただくことを想定しています。
19		・実証で取得したデータや作成した成果物（プロンプト・モデルシート等）を、受託者が自社の研究・他案件の提案事例として活用することは可能ですか。	二次利用については、別途協議の上で判断します。
20	その他	・農業経営へのAI導入や農業DXに関連する過年度委託業務が愛知県で実施されている場合、その成果資料を提案の参考として参照・入手することはできますか。	提供予定はありません。県ホームページ等をご参照ください。
21		・本業務の仕様策定にあたって、事前に試験的な取組や予備調査を実施されたことはありますか。	一般的な事例調査は行っていますが、事前の試験的な取組や予備調査は実施していません。
22		・企画提案書のページ数や分量、文字サイズ等に制限はありますか。	特にありません。提案内容が分かりやすく伝わる資料としてください。
23		・プレゼンテーション審査について、10月21日（水）予定でよいですか。 また、現時点で想定している発表時間・質疑時間・参加可能人数を教えてください。	審査予定日は、10月21日（水）です。現時点では、発表時間は質疑応答を含め20～30分程度、参加可能人数は数名を想定しています。
24		・既に県内で利用しているパブリッククラウド（AWS、Azure、GCPなど）などのサービスはありますか。	特にありません。